

2002年6月25日

日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する
日米両国首脳への第一回報告書
(仮訳)

2001年6月30日、小泉総理大臣とブッシュ大統領は、「成長のための日米経済パートナーシップ」(パートナーシップ)の重要な構成要素となる「規制改革及び競争政策イニシアティブ」(規制改革イニシアティブ)を設置した。過去1年間にわたり、日米両国政府は、規制改革及び競争政策に関する分野別及び分野横断的な問題に焦点を絞ることにより経済成長を促進するという、このイニシアティブの主要な目的を達成すべく集中的に取り組んできた。

具体的な進展の達成という目的及び双方向の対話の原則に則り、日米両国政府は、2001年10月、規制改革についての詳細にわたる要望書を交換した。これらの要望書は、上級会合及び作業部会における両政府間の広範にわたる議論の基礎を提供した。作業部会は、過去1年間にわたり、電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器及び医薬品、競争政策、透明性、法制度改革、商法改正、流通を含む主要な分野における改革について議論を行ってきた。いくつかの作業部会では、民間部門の代表からのインプットとして、このイニシアティブの下で取り上げられた重要な問題についての価値ある専門知識、所見及び提言が提供された。

日本政府は、一連の規制改革措置をとってきており、その中には、2002年3月29日に閣議決定された規制改革推進3か年計画(改定)が含まれる。米国政府は、日本における構造改革/規制改革特区の設置に関する最近の議論に留意し、今後の進展を踏まえ、日本政府と意見交換を行うことを期待している。

今回の両国首脳への報告書には、規制改革イニシアティブの下での作業に関連する日米両国政府による主要な規制改革及びその他の措置が列挙されている(財務金融対話において取り上げられた金融サービスに関する措置も含まれる)。両国政府は、この報告書に明記された措置を歓迎し、これらの措置が、競争力のある製品及びサービスの市場アクセスを改善し、消費者利益を増進し、効率性を高め、経済活動を促進するとの見解を共有する。

加えて、情報技術分野が日米それぞれの経済成長を推進する大きな潜在力を有することを踏まえ、両国政府は、本年の報告書において、電子商取引、電子政府及びサイバー・セキュリティに係る「e-イニシアティブ」を特に強調する。パートナーシップの協調的精神に従い、日米両国政府は、1) 多国間の枠組みを通じて、デ

デジタル商品の貿易自由化に係る原則及び事項を認識かつ支持し、2) 電子政府サービスの促進及び実施についてグローバルなリーダーシップを示し、かつ、3) サイバー犯罪条約が広範に受け入れられ、活用されるよう、協力する(「e - イニシアティブ」の詳細については附属文書を参照)。これらのe - イニシアティブは、パートナーシップの下での我々の作業に重要な推進力を与えるものであり、また、日米それぞれの経済における成長の促進及び生産性の増大に向けた共同の努力を明確に示すものである。

両国政府は、更に規制改革を促進する決意を再確認するとともに、いずれかの政府の要望に基づき、双方に都合の良い時期に、この報告書に含まれている措置を取り上げるために会合する。両国政府はまた、規制緩和及び競争政策に関する日米間の「強化されたイニシアティブ」の下での共同現状報告に明記された措置が引き続き実施されること、及び、これらの措置が規制改革イニシアティブの目的と整合的であることにつき、見解を共有する。

日本政府による規制改革及びその他の措置

．電気通信

A．競争促進

1．電気通信事業の公正競争の一層の促進を図ることを目的とした、市場支配的な電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去する非対称規制の整備や電気通信事業紛争処理委員会の設置等を行う電気通信事業法等の一部を改正する法律は、2001年11月30日に施行された。

2．これにより、指定された地域固定系ネットワークを有する電気通信事業者以外の事業者の契約約款及び接続協定、共用協定は認可を要せず届出となった。届出事項は、意見招請を経て、総務省の関連省令に規定された。

3．また、全ての第一種及び特別第二種事業者は、契約又は約款の届出により、より柔軟に卸電気通信役務を提供できるようになった。届出事項は、意見招請を経て、総務省の関連省令に規定された。

4．更に、総務省は、2002年5月、告示により移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者の指定を行った。

5．総務省は、2002年4月に電気通信事業法施行規則等を改正し、第一種事業者に対する業務区域拡大の原則届出化、業務委託に係る認可要件の緩和等を措置した。

6．上記1から3及び5を受けて、総務省は、「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」を全面的に改定した。

7．2002年6月4日、情報通信審議会IT競争政策特別部会により、ネットワークのオープン化の推進、消費者行政の充実、新たな競争政策の枠組みの導入等を内容とする最終答申（草案）が公表された。この最終答申（草案）には、インターネット関連サービスについてのOSSの開放、接続料金と利用者料金の関係の検証、第一種・第二種の事業区分の廃止等新たな競争の枠組みの在り方に関する検討が含まれており、現在意見招請が行われている。

8．2001年11月30日の電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に

より設置された電気通信事業紛争処理委員会は、2002年5月末現在で、8件の紛争を斡旋手続を通じて解決した。

9. 電気通信事業紛争処理委員会は、2002年4月19日、2001年度に委員会が対処した紛争に関する報告を公表した。その報告においては、当事者が同意した範囲内で、委員会の斡旋委員が当事者に提示した斡旋案も公表された。

B. 固定接続

1. ISM交換機能の接続料について、総務省は、NTT東日本・西日本からの2000年度から2002年度の3年間で段階的に廃止するとの認可申請を、2001年2月に認可した。これにより、2002年4月からISDNと電話の接続料の間の格差が消滅した。

2. 長期増分費用モデルにより算定された2000年度から2002年度までのNTT東西の電話・ISDNに係る接続料が2001年2月に総務省によって認可され、2002年4月から、1998年度との比較で、GC接続は22.5%、ZC接続は60.1%の引下げとなっている。

3. 総務省は、1997年3月から1999年9月まで開催された長期増分費用モデル研究会の報告書及び2000年2月の電気通信審議会答申「接続料算定の在り方について」において指摘されている見直し事項等につき、2000年9月に長期増分費用モデル研究会を再設置し、長期増分費用モデルの見直しについて検討を開始した。研究会は、2002年2月に行った1ヶ月間の意見招請を経て、2002年3月「長期増分費用モデル研究会」報告書を取りまとめた。

4. 総務省は、2002年3月、長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について、情報通信審議会に諮問した。現在審議会において、見直したモデルの評価、モデルの適用開始時期及び適用期間、今後の接続料算定の方法等の事項について、検討を行っている。情報通信審議会の答申を受けて、総務省は、適切な料金に関する考え方を考慮しつつ、2000年7月の第3回日米共同現状報告に沿って、接続料を決定する。日本政府は、2002年度の接続料の実施について、2002年10月までに米国政府と意見交換する。

5. 110番の緊急通話のための接続に関し、当事者間の協議が調わないときは、当事者は総務省に裁定を申請することができる。

C. 移動体接続

1. 2001年11月30日に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律において、第二種指定（移動体系）電気通信設備を有する電気通信事業者は、接続約款を総務省に届け出し、公表することが規定された。これに関し、2002年2月、総務省は、告示により第二種指定電気通信設備の指定を行った。第二種指定電気通信設備を設置するNTTドコモが当該電気通信設備との接続に関して作成した接続約款については、電気通信事業法第38条の3の規定が適用される。そのような接続約款が変更されるべきであるという意見のある事業者は、その意見を提出することができる。接続約款が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであると認められる場合には、総務省により変更を命ぜられることがある。

2. NTTドコモの接続料は、ここ5年間で大幅に引き下げられてきており、2002年3月に届け出られたNTTドコモの接続料は、前年度と比較して14%程度引き下げられた。

D. 線路敷設権

1. ガイドラインの改正

総務省は、第一種電気通信事業者による線路敷設の一層の円滑化のため、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の附則に基づき、意見招請を経て、当該ガイドラインを改正し、2002年4月1日より改正ガイドラインの運用を開始した。

2. 有線電気通信設備令の改正

総務省は、既設設備に損傷を与えるおそれがないといった要件を満たせば、新規参入事業者が通信用ケーブルを電柱へ添架できるよう、2001年12月に有線電気通信設備令を改正した。

3. 東京電力株式会社に対する第一種電気通信事業の許可

総務省は、2002年2月、東京電力株式会社に対し第一種電気通信事業の許可を行った際に、同社が保有する電柱等は事実上ボトルネック性を有する設備であること等、同社に係る固有の事情にかんがみ、同社が保有する電柱等については、同社本体の電気通信事業部門、同社の関連会社たる電気通信事業者及びその他の電気通信事業者に対し、公平に利用させること等を内容とする許可条件を付した。

4. 路上工事規制の見直し

電気通信事業者が行う光ファイバ敷設工事のうち、年度当初に想定し得ず、かつ、緊急性を有すると認められるものについては、国土交通省は、概ね四半期ごとに必要な調整を行い、冬期・年度末においても道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和する。当該措置は2005年度まで試行される。

5．収容空間等の整備、開放による敷設支援

a．国土交通省は、2002年度中に、道路管理用光ファイバの整備や電線共同溝の整備等による電線地中化等にあわせて約23000kmの収容空間等を整備し、全国ネット化を推進するとともに、これらの開放を順次進める。

b．国土交通省は、構造の更なるコンパクト化・浅層化により、よりスピーディな整備でコスト縮減が期待される次世代型電線共同溝（仮称）の開発に取り組み、モデル施工を2002年度中に実施する。

6．情報提供の充実

民間事業者による光ファイバの橋梁への添架を容易にするため、国土交通省は、直轄国道については2002年度中に、橋梁の新設・架替の情報をホームページで公開する。その他国道及び都道府県道については、国土交通省は、情報公開が可能となるよう地方公共団体に要請した。

7．手続の迅速化等

国土交通省は、直轄国道については、2001年度までに全国で電子申請を可能とするとともに、その他の国道及び都道府県道については、概ね2003年度までに可能となるよう、地方公共団体に要請した。2002年度においては、国土交通省は、地方公共団体の標準システム基本仕様を策定し、地方公共団体に公開する予定である。

．情報技術（IT）

A．法的枠組み

1．規制の改正

日本政府は電子商取引の妨げとなる種々の規制を改正した。日本政府は、「e-Japan重点計画」（平成13年3月29日）を改定した「e-Japan重点計画 - 2002」（平成14年6月18日）に記載されている高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）の政策に基づき、更なる電子商取引の成長、発展を促進すべく、必要に応じ規制の改正を継続する。

a．2002年3月、日本政府は、インターネット・オークション・ウェブサイトの規制等を定める法律案を国会に提出した。警察庁は、規則制定手続の透明性が確

保されるよう、閣議決定されている一般的なルールに従ってパブリック・コメントを実施する。

2．民間部門の参加

日本政府は、IT戦略本部への民間部門の参加並びにe-Japan重点計画及びe-Japan重点計画 - 2002に対するパブリック・コメントを通じ、政策の立案及び実施において民間部門からの意見を招請した。

a．日本政府及び米国政府は、日本及び米国の企業代表者がIT関連事業モデルの構築を成功させようとする場合に直面する法規制の問題について両国政府の関係する省庁に対して意見を述べるのが適当である場合には、次回の一連の情報技術作業部会において、民間部門の参加も視野に入れ作業する。

3．公正取引委員会は、3月20日、ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会中間報告書を公表した。同報告書では、インターフェイスに係る技術情報の提供やソフトウェアライセンス契約に係る制限において独占禁止法上問題となり得る行為の具体例が挙げられている。公正取引委員会は、同報告書において検討されている事項に対する関係各方面からの意見を募集した。公正取引委員会は、当該分野における競争を促進する上での考え方をより明確化し、更なる取組を行っていくためにこれらの意見を活用する。

B．インターネット・サービス・プロバイダーの責任ルール

1．日本政府は、2001年10月、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案」を国会に提出した。同法律案は、ウェブページ等による情報の流通によって権利の侵害があった場合につき、プロバイダー等の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定めるもので、2001年11月22日に成立、同月30日公布され、2002年5月27日施行された。

2．総務省は省令案を公表しパブリック・コメントを招請した。これに対し、米国政府はコメントを寄せた。

3．また、民間代表者から構成される検討作業部会（内外のISP及び権利保有者の代表者が参加）が、法律の下で権利侵害に対処するための施行ガイドラインを起草するために設立された。検討作業部会はこれらのガイドラインについてパブリック・コメントを招請し、米国政府からもコメントが寄せられた。

4．日本政府は、本法律の運用状況を引き続き見守り、本件について米国政府と対

話を行う。

C．知的所有権

1．一時的複製

2001年12月の文化審議会著作権分科会の報告を受けて、日本政府は、いわゆる「一時的蓄積」は、経済的意義を持たない音楽CDプレーヤー内部で自動的に生じる機械的蓄積など、裁判所によって除外され得る場合を除き、「複製」となり得ると理解する。

2．WIPO実演・レコード条約

日本政府はWIPO実演・レコード条約(WPPT)への加入に向け関連する法律を改正した。国会は6月11日の関連法の成立後、6月12日にWPPTの締結を承認した。日本は可能な限り早くWPPTに加入する。

D．プライバシー

日本政府は、2001年3月、民間部門における情報の保護の基本的かつ一般的な仕組みを構築するため、国会に「個人情報の保護に関する法律案」を提出した。本枠組みでは、個人情報の「保護」と「利用」との間の適切なバランスが図られるべきであることが明確にされており、また自主的なメカニズムを通じて苦情を解決する方途も開かれている。日本政府と米国政府は、プライバシーに関する問題について対話を続け共に作業する。

E．消費者保護

1．日米両国政府は、電子商取引における消費者保護の促進を図ることの重要性を認識している。日本政府は、e-Japan 重点計画 - 2002の施策のひとつである民間部門の自主的規制による消費者保護と裁判外の紛争解決手段(ADR)を含む消費者の紛争を解決するための制度の整備を促進する手段をとる。

2．2002年3月のIT作業部会において、米国政府は、産業界のリーダー、ADRプロバイダー、政府の担当者を出席させ、米国の消費者保護法制と苦情処理機関についての情報を提供させた。この対話に基づいて、日米両国政府は、消費者保護についての意見交換と民間からのインプットに対する支援を継続する。

F．電子署名

1. 2001年4月1日から施行されている「電子署名及び認証業務に関する法律」においては、同法第2条及び第3条の要件を満たす電子署名が付された電磁的記録は真正に成立したものと推定される。電子署名が付された電磁的記録は証拠として法廷に提出が可能であり、それらの記録は単に電子的形態であるからというだけで法的効力を否定されることはない。

2. 日本政府は、同法が技術的に中立であり、認定手続きは任意のものであることを確認する。また、同法は認定を受けていない認証事業者に適用されないよういかなる法的便益をも、認定を受けた認証事業者に与えるものではない。2002年5月時点で、6件の認定申請が認められている。

G. インターネット経由決済システム

日本政府は、電子決済システムのための競争的市場及び利用者の信頼を促進すべきであること、また、1998年の電子商取引に係る日米共同宣言に記載されているとおり、民間部門が電子決済システムにおいて主導的役割を果たすことの重要性を認識する。日本政府は電子決済システムにおいては迅速に送金できること、信頼できる証明及び認証技術を組み合わせること、高度なセキュリティを維持することが重要であると考えている。そのため日本政府は、消費者が安全に電子商取引を利用でき、民間事業者が自由に様々な経済活動に従事できる環境を支持すべくインターネット上の取引や事業の妨げとなる規制を改定している。

H. 政府調達電子化

1. 開かれた透明性のあるIT調達

日本政府は、公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関して、内外無差別性、透明性、公平性を確保する立場から、各種措置を講じている。例えば、情報システムに係る政府調達について各省庁が横断的に取り組むべき課題について検討するため、全府省を構成員とする「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」を2001年12月に設置した。本連絡会議は2002年3月29日に「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を了承した。同了承に基づき、日本政府は2002年度から、極端な安値落札を防止するとともに、質の高い低廉な情報システムの調達に努めてきている。日米両国政府は、政府調達の透明性の確保のため、引き続き適宜情報の交換を行う。日本政府は連絡会議における検討成果に関する情報を公表していくことが重要と認識する。

2. 入札者と調達機関のオンライン上の相互性

a. 2001年10月、国土交通省はCALS/ECシステムの一環として電子入

札を開始した。また国土交通省は、当初の計画を一年前倒しし、2003年度当初から全ての直轄事業において電子入札システムの導入を予定している。日本政府は、非公共事業の電子入札システムを2003年度末までに導入する予定である。

b. 2001年度から、国土交通省は直轄事業の公告に関する総合データベースを運営している。

c. 2001年11月より、国土交通省の電子入札システムに関するソフトウェアや技術情報を地方発注機関へ無償提供することにより、国土交通省は、地方自治体における公共事業の電子入札を促進している。

d. 2002年6月に決定された e-Japan 重点計画 - 2002に基づき、日本政府は、地方公共団体の調達を含む行政及び申請手続きの電子化を引き続き支援していく。

3. ソフトウェア資産管理

APEC 参加国政府がソフトウェア及び他の知的財産に関する強力な管理体制を推進するための合意を実施するという APEC ブルネイサミットの首脳宣言（2000年11月）の呼びかけに従って、日本政府は政府省庁が正当なソフトウェアのみを利用することを定める指針を策定していることを確認する。また、同システムは、政府が調達もしくは利用するソフトウェアが適正に利用許諾され正当に利用されることを確保するために有効で透明性のある手続きであることを日本政府は確認する。日本政府及び米国政府は本システムに関する情報交換を継続する。

協調的努力

I. 電子教育

1. 日米両国政府は、学校教育の情報化の重要性を認識し、教育制度における電子学習の利点について引き続き議論を行う。両国政府は、例えば「グローバル・コミュニケーション2002」と同様のイベントに参加する等、民間部門における電子教育のための技術的な解決策の活用を促進する協力のための方策についても引き続き議論を行う。

2. 日本政府は、ハードウェア及びソフトウェアの双方に焦点をあて、2005年度までに公立学校のあらゆる授業においてコンピュータによるインターネットの活用を図ることや、教員のIT指導力の向上などを目指した e-Japan 重点計画 - 2002を2002年6月に決定した。

J. IT技術の促進

日米両国政府は、新事業者及び中小企業が世界市場において効率性や利益を高

めるためのITや電子商取引技術の活用を支援する。日本政府は、それら企業のIT化を促進するため、国内においてセミナーや研修など様々な措置を講じている。さらにこの目的のため、米国政府は、新事業者及び中小企業のIT資源の開発及び利用を支援する「ITマネジメント・ツール」のデモンストレーションを行う。デモンストレーションは、2002年9月の日本でのITトレード・ミッション時に、経済産業省の協力の下で開催される。

K．セキュリティ

日米両国政府は、経済協力開発機構（OECD）の情報システム及びネットワークに係るセキュリティ・ガイドラインが情報セキュリティに係る国内政策の重要な基盤であるとの見解を共有する。日本政府は、当該ガイドラインを支持し、2001年9月に東京にてOECDが計画したワークショップを開催した。当該ワークショップは、ネットワーク化された世界における情報セキュリティに焦点をあてた。日米両国政府は2002年9月11日までにOECDガイドラインの見直しの早期完了に向け、他のOECD加盟国とともに協力していく。

．エネルギー

A．独立規制機関

日本政府は、引き続き経済産業省の電力市場整備課とガス市場整備課が、電力及びガス事業規制において効果的で、独立した、透明性のある規制権限を確保するよう措置する。このため、日本政府は、近年、電力市場整備課及びガス市場整備課の人員及び予算を増加したところである。

B．競争政策

日本政府は、電力市場における競争を保護・促進するため、以下のような措置を講じ、また今後講ずることとする。

1．電力分野における競争を促進し、既存の電力会社やその他の事業者のどのような行為が独占禁止法あるいは電気事業法に触れることとなるのかを更に明確にするため、公正取引委員会と経済産業省は、1999年に策定した共同ガイドラインを必要に応じて見直すこととしている。

a．この目的のため、2002年6月3日に、公正取引委員会と経済産業省は、常時バックアップ、精算金・違約金、需給調整契約や余剰電力購入契約の変更、部分供給の拒否や物品・役務取引の停止等、問題となる行為に焦点をあてた、このガイ

ラインの補足案をパブリックコメントに付すため公表した。

b. 提出された全てのコメントを一覧・評価した上で、公正取引委員会と経済産業省は、2002年末までに、補足案に考察を加え、新しい最終的なガイドラインとして発効するものとする。

2. 公正取引委員会は、電力分野につき、積極的に監視し、それが適切な場合には、潜在的な排他的行為について審査を行ってきた。

a. 例えば、公正取引委員会は、中部電力と九州電力が、新規参入者が卸及び小売分野において成功的に競争することを困難にするような反競争的行為に携わったという訴えについて十分に審査を行った。これら訴えについての審査を終了するにあたり、公正取引委員会は、その結論についての説明と、「電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方」を公表した。

b. 公正取引委員会は、適正な行為及び適正でない行為の範囲を明確にするという目標に向かって、当該分野における事業者の行為の評価を引き続き公表する。

C. 電力

日本政府は、電力市場規制改革に際し、公正かつ効果的な競争を確保するため、以下のような措置を講じており、また今後も講じていく。

1. 2001年に、日本の電力市場規制改革について公式に検討するため、産業界の代表、工学者、経済学者及び消費者代表から成る電気事業分科会が設置された。この分科会は、我が国経済活動及び国民生活の基盤となる電力の安定供給を効率的に達成しうる公正かつ実効性のあるシステムの構築にとって重要となる多くの論点を明らかにした。

2. 同分科会では、電力供給の安定性と公平性を確保する、明確な電力規制改革政策の必要性について議論している。同分科会は次の原則と視点を明らかにした。

a. 電力需要の拡大に対応しうる新規発電設備と送電設備の一体的な整備の確保。

b. 電力需給をバランスさせるための、発電設備と送電設備の一体的な運用の確保。

c. 電力供給者にとっての共用インフラとしての性格を持つ電力ネットワークが、透明で公平な競争を保証するよう確保。(公平性の確保については一定の成果が見られるものの、現行の電力システムルールや情報遮断措置が、全ての事業者に対する透明性を担保しうる制度となっているのかを検証する必要がある。)

d. 経済産業省と公正取引委員会による現行の紛争処理システムが、送電部門の公平性の確保という観点から十分であるかどうかの検討。

e. 現行の電力供給システムが、安定性、効率性、公平性、透明性の目的に合致す

るものであるかどうかの検討。

3．電力供給システムの効率性の向上という論点について、電気事業分科会では、以下の原則と目的を明らかにした。

- a．経済性や供給信頼度の観点を踏まえ、全国大での電気の取引を容易にするための、送電容量の活用や、託送制度、供給区域間の連系線の整備についての検討。
- b．送電ネットワークの形成・管理に係るコスト負担制度の公平性の検討。

4．供給力の安定性及び多様性の論点について、電気事業分科会では以下の原則及び視点について明らかにした。

- a．供給力が全国規模で効率的に活用できるよう、広域的な電力流通や、それに資するような設備形成を推進する仕組みの要否についての検討。
- b．制度見直し、長期的安定供給のために重要な原子力発電等の電源の開発と両立できることを担保する仕組みの整備。
- c．卸電力調達方法の多様化・円滑化・効率化を実現し、指標性を有する価格形成に資するような、広域的な電力取引市場の創設について検討する。取引市場検討にあたっては、技術的な側面からの更なる検討が必要であり、市場機能がゆがめられることのないよう、注意深い市場設計が必要。
- d．需要家の選択肢の拡大、ネットワークを通じた電力供給との競争を通じた電力供給全体の効率向上、電力需要と熱需要とを効果的に組み合わせることによるエネルギー利用効率向上等に資する可能性のある分散型電源について、その実施の支障となっているものがないかどうか検討。加えて、分散型電源が環境に与える影響や、ネットワークの二重投資の回避、系統接続によるメリットや電力品質の維持の問題も踏まえるべきこと。

5．需要家の選択肢の拡大と全需要家への適切な供給の確保の論点から、電気事業分科会では、以下の原則と視点を明らかにした。

- a．競争を通じて様々な事業者が多様なサービス・価格を提示し、それを消費者が選択できる小売市場環境の整備。
- b．消費者の自己責任の在り方と交渉力の有無、日常生活における電気の必需性といった点を勘案して、ユニバーサルサービスの要請等を踏まえ、消費者を保護する仕組みについて検討。
- c．小売自由化範囲を拡大する場合の、技術的・実務的な対策についての留意。
- d．事業者にとって、市場規模に関する予見可能性を高めることが、適切な供給力の確保につながるとの観点からの、小売自由化範囲の拡大の内容とスケジュールの可能な限り早期の明確化。

6．電気事業分科会は、これまで明らかにしてきた原則と視点についての結論を取

りまとめ、その結論に基づき、日本政府は、電力分野における規制改革を実施する。このため、

- a．電気事業分科会は、答申を起草し、パブリックコメントに付し、提出されたコメントとそれに対する回答を公表する。
- b．電気事業分科会は、提出されたパブリックコメントを勘案しつつ、2002年度末までに、最終的な答申をまとめる。
- c．最終答申は、時宜に応じ国会に提出される法案の基となることになる。

D．ガス

日本政府はガス分野の規制改革を引き続き実施しつつ、公正で効果的な競争を確保するため以下の措置を実施してきた。また日本政府は今後も以下の措置を実施する。

1．経済産業省は2001年1月に、ガス分野における更なる規制改革の方向性を正式に検討するためにガス市場整備基本問題研究会を設立するという重要な措置を実施した。研究会は学会、ガス会社、新規市場参入者、及び消費者の代表からなる29人のメンバーで構成された。当該研究会は13回の会合を開催し、2002年4月22日に、この分野の中長期的な改革のための勧告を内容とする報告書を発表した。

2．当該研究会は、改革は以下の幾つかの基本原則に基づいて進められるべきであると合意した。

- a．供給の安定を確保し、またガス料金を下げることで需要家の利益を拡大する。
- b．効率的で透明性が高く、公正で競争的な市場を創造することにより、環境に優しいガスエネルギーの利用拡大とガス産業の健全な発展を図る。
- c．ガス事業者の活動を広範に規制する現行の規制から、ガス輸送ネットワークに主に焦点を当てた規制へ移行する。
- d．ガス・インフラの第三者利用を促進し、またガス・インフラへの投資インセンティブを確保する。
- e．市場メカニズムを利用し、またセーフティーネットを整備する。
- f．消費者ニーズと実状に即応する。
- g．予見可能性のある漸進的な方法で改革を進める。
- h．事前規制を極小化し、事前規制と事後規制の適切なバランスを確保する。

3．当該研究会は、以下の方法によるガス・パイプラインの建設や相互連結の促進、及びガスパイプラインの第三者利用の促進を提案した。

- a．パイプラインの余力に関する情報開示の推進。

- b. 新規パイプライン建設のためのインセンティブの改善。
- c. 卸売目的での輸送への適用を含む、第三者アクセス規制の拡大。

4. 当該研究会は、液化石油ガス（LNG）ターミナルの第三者利用を、所有者と利用者の交渉を通じ、以下のような方法で促進する。

- a. 利用者が当該ターミナルの余力を推定するための情報の開示。
- b. LNGターミナルの利用に関する条件及び手続きについて、所有者が利用者のために文書を作成。
- c. 当該ターミナルの利用を拒否された者への所有者による書面での説明。
- d. 交渉を促進し紛争を解決・防止するための政府のガイドライン。

5. 当該研究会は、以下のような手段により、ガス供給の信頼性と安全性を高めつつ、ガス分野における小売自由化範囲を拡大するよう提案した。

- a. 小売自由化範囲をより多くの需要家に漸進的に拡大。
- b. 需要家への供給安定性の向上、ガス事業者の供給区域の設定、より柔軟な料金設定方法等について効率的なシステムを検討する。

6. 当該研究会は、最低限以下の方法によって、ガス輸送事業とガス販売事業を分離することを提案した。

- a. ガス会社の輸送事業と販売事業の会計を分離し、
- b. 各ガス会社内で、ガス輸送事業と販売事業との間にファイア・ウォールを設ける。

7. 2002年4月22日に当該研究会が発表した報告書は、インターネットから容易に入手できるものであるが、日本における更なるガス分野の規制改革のための重要かつ貴重な参考と考えられる。経済産業省はこのレポートについての非公式なパブリックコメントを求めた。当該コメントも、インターネットから入手できる。

8. 経済産業省は、2002年中に日本のガス市場の規制改革について公式に検討する審議会を立ちあげる予定である。前の段落で述べられた研究会の報告書とパブリックコメントは、当該審議会に提出され、審議会委員会の作業のための重要かつ貴重な参考となる。当該審議会は適切な時期に、作業についての報告書を発表する見込み。

医療機器及び医薬品

「強化されたイニシアティブ」の下、日本政府は、医療機器や医薬品に関連する多くの重要な施策を行ってきた。これらの事項のフォローアップは継続するとともに

に、「規制改革イニシアティブ」に係る施策は従前の施策と一貫した方法で取り扱うこととする。

A．医療機器及び医薬品の保険償還価格の算定ルールの改革並びに関連事項

1．日本政府は、高齢化、出生率減少及び経済状況といった現下の情勢を踏まえ、患者自己負担の引上げや保険料負担の引上げなどを含む医療保険制度を改革する法案を国会に提出した。右改革の一環として、厚生労働省は、以下に述べるように、医療機器及び医薬品の価格設定制度を見直した。この見直しは、従前の施策と一貫したものであって、革新的な医療機器及び医薬品の適切な評価を促進するような方法で行われる。厚生労働省は、右改革の過程において、米国政府及び業界に対し、意見表明の機会を提供した。

2．健康保険法等の一部を改正する法律の附則において規定されているように、2002年度中に、厚生労働省は、高齢者医療制度を含む医療保険制度の在り方や、診療報酬の体系の見直しについて基本方針をとりまとめ、その具体的な内容や手続きを明らかにすることとしている。今後、上記事項についての討論とあわせ、医療機器及び医薬品への保険適用の在り方に関連するさらなる議論が見込まれる。

3．厚生労働省は、米国の政府及び業界からの提案を歓迎する。医療機器及び医薬品の価格設定制度の討議においては、業界の見解に真剣な考慮が払われることを確保しつつ、厚生労働省のあらゆるレベルの職員との討議、及び関連審議会において討議を行う機会が、引き続き、米国業界と日本の業界に対して等しく提供される。右討議は、革新的な製品の早期導入と広範な利用を促進するために、右価格設定制度による革新性の価値の認識を高めるために活用されうる。

4．厚生労働省は、革新的な医薬品の開発を促進することが予想される革新的な医薬品の適切な評価を一層確保するために適用される有用性や画期性の加算率を大幅に引き上げた。

5．厚生労働省は、原価計算方式が価格算定に用いられるときは、申請者が選択した係数を用いた申請を提出できることとする措置をとった。

6．厚生労働省は、新しい薬剤分類制度を採用した。右制度は、薬学上及び臨床医学上の原則に基づくとともに、比較対照薬の選択結果が革新的な医薬品の価値を適切に認識するものである。

7．さらに、厚生労働省は、薬事法に基づき承認されたものの、薬価基準に収載さ

れていない薬剤を用いた医療に、特定療養費制度が適用されるものとした。右適用は、「医療機器及び医薬品市場指向型分野別協議報告書」に規定された医薬品の定期収載（年４回）を妨げるものとはならない。

８．厚生労働省は、新たな機能別分類のための医療機器価格設定ルールを策定した。右ルールは以下を規定している：

a．革新的かつ有用な医療機器の開発を促進すると見込まれるより適切な方法により革新的な医療機器を評価するために、有用かつ／または革新的な製品に適用されるであろう新たな加算制度。

b．C 1 製品の償還価格を付与する頻度を年 2 回に増やすこととしつつ、あわせて暫定価格制度を維持する C 1 区分の医療機器の価格設定ルールの適用；及び

c．診療報酬改定時にあわせた、C 2 製品への償還価格の付与。しかしながら、C 2 製品の償還価格設定時期に関しては、厚生労働省と米国政府及び業界との間で将来的に継続して議論する。

９．厚生労働省は、治験において医療機器を用いた医療について特定療養費制度が適用されるものとした。

10．さらに、厚生労働省は、一定の医療機器（例：PTCA、バルーンカテーテル、ペースメーカー等）を用いる手術への診療報酬の完全な支払いが、症例数の豊富な医療施設、いわゆるCOEにおいて実施される手術に限定されるべきであるとする基準を設定した。多くの医療機関において右手術が分散して実施されていることは、日本において医療機器の価格が高騰している理由の一つであると考えられている。

11．医療機器及び医薬品の価格設定に関連する事項は引き続きケースバイケースで討議される。

B．承認手続き

1．バイオ・ゲノム技術の飛躍的で国際的な発展、企業行動の多様化（例：より開発に焦点をおくことを可能とする製造の外部化）、規制の国際調和の要請等を踏まえ、日本政府は、医療機器の安全対策の見直し、薬事法における生物由来製品の明確な位置づけ、その特性を踏まえた安全確保対策の充実、市販後安全対策の充実と承認・許可制度の見直し等を行うため、薬事法改正案を国会に提出した。米国政府はこの法案を歓迎する。この改正は医療機器及び医薬品の規制制度を改善するものと見込まれる。

2．医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品機構）と医薬品医療機器審査センターとの統合が内閣により提案され承認された。米国政府はこの構想を支持する。この統合は、医療機器及び医薬品の承認手続きを改善するものと見込まれる。

3．改正薬事法の施行、並びに医薬品機構と医薬品医療機器審査センターとの統合の実施は、円滑な調整を確保するための適切な移行期間を伴うものとする。

4．米国の政府及び業界は、この法案の可決後、その実施のための具体的な規則策定について提案をすることを希望している。厚生労働省は、引き続き、日米の業界を含む関係者に対し平等に、要求に応じ適当なレベルの厚生労働省職員と、手続きの様々な段階を通じ、業界の見解に真剣な考慮が払われることを確保しつつ、その提案について積極的に討議するための有意義な機会を提供する。

5．1994年以降、医薬品、医療機器等の承認申請の審査業務は、医薬品機構、医療機器センター及び医薬品医療機器審査センターに外部化されてきた。厚生労働省は、承認に係る最終的判断など、国が行うべき業務については引き続き厚生労働本省が行うこととし、外部化が可能な業務については、製品の安全性及び有効性を確保し、より早く承認するための体制を構築するため、分立している業務を統合・再編成し、これを新しい機関に外部化することを検討している。

6．厚生労働省は、米国の業界を含む関係者との積極的対話を経て、医療用具承認申請の3区分（「後発」、「改良」及び「新」）を明確にするためのディシジョン・ツリーを含む事務連絡を、2002年3月26日に公表した。このディシジョン・ツリーは、適切な分類を確保するため「改良医療用具」、「後発医療用具」の区分をより明確化すると見込まれる。

7．薬事法に基づく承認の対象であり、かつ計量法に基づく型式承認と検定の対象でもある体温計及び血圧計の取扱いに関する問題は、市場開放問題苦情処理対策推進体制（OTO）により審査される。OTO勧告に基づき、必要な措置が討議される。

8．厚生労働省は、迅速な新医薬品承認手続きを継続し、米国業界を含む関係者との対話を続けていく。米国政府は、米国企業に対して質の高い新医薬品承認申請を行うよう、引き続き、呼びかけていく。

9．医薬品医療機器審査センター側の担当者の医薬品機構での治験相談への参加等、両者の連携は一層強化されてきた。医薬品機構により治験相談において提供された

助言と、医薬品医療機器審査センターにおける相談において提供される指導の取扱いの一貫性はより向上することが期待される。

10．厚生労働省は、米側業界との建設的な協力の下、既存の承認制度の範囲内で、具体的解決策を追求する見地から、「レガシープロダクト」問題について引き続き討議する。米国政府は、そのような解決策を追求しつつ、米国業界に対し、厚生労働省に積極的に協力するよう要請する。

C．外国臨床データの受入れ

1．医薬品の承認における外国臨床データの一層の活用は、世界中の患者にとっての革新的医薬品の利用可能性を向上する上での鍵となる事項である。厚生労働省は、新薬の承認において安全性及び有効性の主たる根拠としての外国臨床試験データの受け入れを増やすことに取り組んできている。厚生労働省は、日米EU医薬品規制整合化国際会議（ICH）の原則や指針に合致した方法で、かかる努力を継続する。

2．2001年5月のICH会合において、メンバーはICH E5ガイドラインの実施について取り上げることを決定し、この問題に関する第1回会合が2002年2月に開催された。ICH E5ガイドラインの実施について前向きに取組みつつ、厚生労働省は、ICHメンバーとともに、ICH E5ガイドラインの利用をより容易とするための付加的なガイダンス（例 Q&A）の作成のために、人種や追加的データが外国臨床データの外挿のために必要かどうかについて、またどのような条件で必要とされるかについての解釈を含む、当該ガイドラインの論点を特定することに取り組んでいく。

D．血液製剤

日本は、血液製剤の安定供給の確保に寄与することを目的とする需給計画を含む、安全な血液製剤の安定供給を確保することを目的とした新しい法制を検討している。日本政府は、米国政府により示された懸念に対応し、需給計画を実施するための施策が、透明かつ無差別な方法で行われることを確認する。厚生労働省は、引き続き、米国業界及び日本業界を含む関係者に対し、そのような規定に関しての見解を交換するための有意義な機会を提供し、右見解が真剣に考慮されることを確保するものとする。

E．栄養補助食品

厚生労働省は、効果及び安全性に関する科学的知見や市場データに基づき、厚生労働省及び薬事・食品衛生審議会による所要の検討を完了した表示基準により、ビタミン、ミネラル及びハーブ類を「栄養機能食品」のカテゴリーに追加していく。この過程において、厚生労働省は関係者に対し、リスト（成分）を追加する観点から、厚生労働省職員と討議する機会を引き続き提供する。

．金融サービス

A．日本政府は、社債及び証券投資信託等の券面不発行を認める法案を、2003年1月6日から施行すべく、国会承認を求めて提出した。この法案には全ての投資信託が含まれる。2002年5月21日に衆議院で法案が通過し、6月5日に参議院の承認を得た。

B．投資信託協会は、MMFの安全性及び流動性確保のための規制を補強するため、組入投資資産の適格性の厳格化を含めた、様々な措置を講じている。

C．2000年7月以来、「電子政府」を推進する日本政府の政策に沿って、金融庁は電子媒体による申請、報告等を承認する数々の施策を推進してきた。これら一連の施策は、原則として2004年3月末までに実施される見通しとなっている。金融庁による2001年8月の証券市場の構造改革プログラムは、投資信託を含む目論見書の電子開示を効率的に促進させた。電子開示の普及を含めた、簡素化され整備された投資信託に係る有価証券報告書等の提出手続きについては、2001年6月1日より施行された。日本政府の2002年3月の規制緩和報告書は、貸金業者による電子通知の実現可能性について調査を実施すると述べている。

．競争政策

A．公正取引委員会の独立性と人員

公正取引委員会の体制及び機能を強化する旨決定した「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する2001年6月26日の閣議決定を実施する上で、

1．日本政府は、2002年3月29日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（改定）」を再確認する。日本政府は、同計画に従い、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。

2. 公正取引委員会は、2002年度に36名の実質増員を得て、2002年3月31日時点で全体で607名となった。公正取引委員会の審査部門のスタッフは25名増員され、全体で294名となった。

B. 公正取引委員会の審査能力

1. 2001年12月11日の規制改革の推進に関する第一次答申(2001年12月18日に閣議決定がなされた。)では、独占禁止法の厳正な執行を確保するとの観点から、独占禁止法に基づいて公正取引委員会が採り得る措置体系及び公正取引委員会に付与すべき適切な権限についての包括的な検討がなされるべきと結論付けられた。

2. 当該答申及び閣議決定、並びに独占禁止法研究会及び21世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会による検討と提言を考慮に入れ、公正取引委員会は、公正取引委員会への犯則調査権限の付与の可能性及び独占禁止法に基づき公正取引委員会の審査に協力する企業や個人がより寛大に取り扱われる制裁減免制度の導入の可能性を含め、独占禁止法違反行為に対する現行の行政的・刑事的措置体系の見直しのための予備的作業を行っている。

3. 公正取引委員会は、国際カルテルを含む国境を越える反競争的行為に対して、適当な場合には独占禁止法を適用することにコミットしており、この分野における執行能力や有効性を高めるための方策を検討している。この点に関して、国会は、2002年5月22日、在外者に対する書類の送達を可能とする法的手段を公正取引委員会に付与する法整備を行った。

C. 独占禁止法執行の有効性

1. 公正取引委員会はハードコアな反競争的行為に対する執行力を高めてきた。公正取引委員会は、2001年には、独占禁止法違反行為に対して41件の勧告を出しており、これは過去25年間で最も多い。これら勧告のうち35件は談合行為を行った企業についてのものであった。公正取引委員会は、独占禁止法違反行為、特にカルテル、入札談合その他のハードコアな反競争的行為に対して積極的な法執行を引き続き行うとのコミットメントを再確認する。

2. ハードコア・カルテルや他の重大な反競争的行為の抑止力を強化することを目的として、国会は、2002年5月22日、独占禁止法違反行為を行った企業に対する罰金の上限を、現行の1億円から5倍の5億円(約380万ドル)に引き上げる法整備を行った。

3．公正取引委員会と東京高等検察庁は、独占禁止法第89条に違反する反競争的行為を行った企業及び個人を刑事訴追するため一層努力する。

4．2001年10月に公表された独占禁止法研究会の報告書では、独占禁止法違反行為に対する執行力及び抑止力を一層高める観点から、独占禁止法違反行為に対する現行の行政的・刑事的措置体系が見直される際に、公正取引委員会が課徴金納付命令の対象範囲の拡大を検討することを提言した。この提言を受けて、公正取引委員会は、課徴金納付命令の対象範囲の拡大の可能性を含め、現行の措置体系の見直しのための予備的作業を行っている。

5．国会は、2002年5月22日、独占禁止法第6条（特定の国際的協定又は契約の禁止）及び第8条（事業者団体の禁止行為）違反行為について、既に存在しなくなった場合であっても、それらが完全に排除されていることを確保するために企業及び事業者団体に対して必要な措置を採ることができる権限を公正取引委員会に付与する法整備を行った。この改正は2002年6月29日に施行される。

D．談合対策

1．最近、連立与党と野党は政府発注者側による入札談合行為への関与の問題に関する法案をそれぞれ国会に提出した。日本政府は国会における議論の過程を注視する。

2．日本政府は、公共工事の発注者として、談合等の入札不正行為を防止するためには、2001年4月に施行した「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「適正化法」という。）の徹底を図ることが基本的手段と考えている。そのため、国土交通省、財務省及び総務省は、2002年6月に、その後は毎年、国、特殊法人、地方公共団体の発注機関各々に対し、適正化法に基づく適正化指針に従って前年度末時点において講じた措置の状況について報告を求める。その項目には次に掲げるものが含まれる。(i)談合を疑うに足る事実の公正取引委員会への通知の有無。(ii)当該発注機関職員に対する談合情報の取扱要領の策定・公表の有無。

a．これら3省は、この報告の概要を2002年秋までに、その後は毎年、公表する。

b．ある発注機関の報告が特段の必要を示すものであれば、これら3省は同法に基づく改善の要請を行うことができる。

3．国土交通省は、2003年6月までに、談合対策についての資料集を作成し、

同省のホームページに掲載し、他の発注機関にも参考として公表・紹介する。この資料集には、例えば、(i)談合行為の可能性を示す事実の公正取引委員会への通報手続、(ii)談合等の不正行為を行った企業に対する「指名停止」の措置、(iii)損害額の認定が可能な場合における談合の結果生じた損害の賠償請求に関しての適正化指針からの引用等が含まれる。

4．昨今、公共工事の受注に関し不正行為が頻発していること等を踏まえ、本年2月、国土交通省内に、事務次官を長とする「公共工事の入札及び契約の適正化徹底のための方策検討委員会」を設置し、適正化法の施行の徹底を図り、談合を含めた不正行為の防止・抑止をより一層進めるための行政的措置を2002年3月27日にとりまとめた。この措置には、次の項目が含まれている。

a．建設業法に基づく明確な監督処分基準の公表。これには同種の不正行為を繰り返した企業に対する処分についての加重が含まれる。例えば、処分後3年以内に再び談合の違法行為を犯したことが公正取引委員会から最終確定された企業は30日以上の建設業の営業停止（以前の15日以上より加重）

b．監督処分を受けた企業の名称、不正行為の内容、科された処分をインターネット上で公表する方針。

E．競争と規制改革

1．公正取引委員会は、規制緩和が進展している産業における競争を促進する上で、引き続き積極的な役割を果たす。

2．公正取引委員会は、政府規制が緩和されてきている市場や、より活発な競争が期待される市場の監視に多くの人員を割り当てる。

3．2001年4月、公正取引委員会は、電気通信、電力、ガス事業分野など規制緩和が進展している産業における独占禁止法違反行為を審査し、必要な措置を採る取組を強化するため、審査局内部に、IT・公益事業タスクフォースを設置した。IT・公益事業タスクフォースは、独占禁止法に違反するおそれのある、競争者に対する差別的取扱いの疑いで2つの主要な電気通信事業者に対し2001年12月に行った警告を含め、既に、規制緩和が進展している分野における競争を促進するための多くの取組を行ってきている。

4．公正取引委員会は、経済学や知的財産権の分野から外部専門家を採用し、規制改革に係る重要な部門へ配置してきた。また、公正取引委員会は、優先度に応じて人員を配分してきた。公正取引委員会は、IT・公益事業タスクフォースを含め、重要部門の能力を向上させるために、外部専門家の採用、また、優先的な人員配分

を、引き続き行っていく。

5．公正取引委員会と総務省は、2001年11月30日、電気通信事業分野における競争の促進に関する共同指針を公表した。公正取引委員会と総務省は、2002年に、本指針の見直しを行い、その後も必要に応じて見直しを行う。両当局は、引き続き、電気通信事業分野における競争を促進する上で協力していく。

6．公正取引委員会は、政府規制等と競争政策に関する研究会（通信と放送の融合問題検討ワーキンググループ）によって作成された報告書を発表し、通信分野と放送分野の融合によって生じる競争上の問題について初めて取り組んだ。本報告書は、当該分野における競争及び新規参入の促進に係る提言を含んでいる。

7．公正取引委員会と経済産業省は、引き続き、電力及びガス事業分野における競争の促進及び確保について共同して取り組んでいく。特に、

a．公正取引委員会は、引き続き、需要者側の選択肢の拡大や送電線網へのアクセスの公平性の確保の方策といった問題を検討している電気事業審議会に参加し、競争促進の観点から意見を述べている。

b．公正取引委員会は、自由化範囲の拡大及びパイプラインやLNGターミナルに係るアクセスや透明性といった問題を検討してきた経済産業省のガス市場整備基本問題研究会に参加し、競争促進の観点から意見を述べてきた。本研究会は、2002年4月、報告書を公表した。

8．公益法人の再編及び民営化が競争を促進する形で達成されることを確保するため、2002年3月、内閣は、現在公益法人によって行われている業務を民間企業も行えるようにし、公益法人による支配的なコントロールを避けるための行政改革推進本部の計画を閣議決定した。

9．公正取引委員会は、2002年度に、1つ又は複数の分野について、その競争状況を評価するために実態調査を行う。本実態調査には、高度寡占的な市場構造とみなされる分野を含む可能性がある。

．透明性その他の政府慣行

A．パブリック・コメント

各府省は、1999年3月に閣議決定された「規制の設定又は改廃に関わる意見提出手続」に基づき、規制の設定又は改廃の際に一般から提出された意見・情報を考慮するよう努める。

各府省の意思決定過程の公平性・透明性をさらに向上させ、パブリック・コメント手続の有効性を高めるため、総務省は規制の設定又は改廃に関わる意見提出手続の実施状況を調査・公表する。総務省は、パブリック・コメント手続の各府省における実施状況調査等を通じて当手続が有効に活用されるよう努力する。

B．ノーアクションレター

1．2002年3月末までに、12省庁が、民間企業等の事業活動のうちIT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について「行政機関による法令適用事前確認手続」、いわゆるノーアクションレター制度に関する細則を導入した。この制度の下では、企業はある実際の状況における法令の解釈・適用について、府省に対し照会することができる。府省は、原則として30日以内に書面で回答し、その回答を公表する。

2．本手続が適切に実施されるよう、総務省は「行政機関による法令適用事前確認手続」の実施状況を調査し、その結果を速やかにウェブサイト等で公表する。公表される調査結果には、各省庁における手続の導入及び実施状況、照会対象となる各省庁の法令、照会とそれに対する回答が含まれる。

C．情報へのアクセス

2001年12月5日に、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）が公布された。同法は、独立行政法人、特殊法人等の保有する情報の公開を請求する権利及びそれらの法人が自己の活動について国民に情報提供をする義務を規定している。同法は2002年10月1日に施行される。

D．行政指導

日本政府は、引き続き行政手続法を遵守し、許認可などの行政処分及び行政指導についてその透明性及び明確性を確保する。総務省は引き続き行政手続法及び行政指導に関する一般からの意見を参考にする。

E．政策評価制度

1．2002年4月1日、日本政府は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を施行した。

2. 法に基づく政策評価の実施のため、内閣は、2001年12月28日、同法の第5条に基づき「政策評価に関する基本方針」を閣議決定として採択した。この基本方針は、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価に関して基本とすべき方針を規定するものである。

3. 各行政機関は、法律及び基本方針に基づき、中期的な基本計画及び毎年の実施計画を策定し、現在、政策評価に取り組んでいるところである。

F. 特殊法人

政府は、2001年12月19日に「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定した。本計画を実現するために、日本政府は、

1. 本計画に則り、透明性を確保しつつ、特殊法人の整理合理化を継続する。
2. 本計画の実施状況を評価・監視するために、民間の有識者により構成される参与会議を設置する。

G. 郵便金融機関

1. 2003年における郵政事業庁から郵政公社への移行に関し、総務大臣は「郵政事業の公社化に関する研究会」を立ち上げた。この研究会は2001年12月20日に「中間報告」を取りまとめた。この過程において、研究会は、東京、仙台、熊本及び名古屋において、利害関係者が意見を表明するための公聴会を実施し、研究会の中間報告案へのパブリック・コメントを募集し、研究会の詳細な議事録を関連資料と併せ、インターネットを介して公表する等、透明性を確保してきた。

2. 総務省は、上記「中間報告」を踏まえ、2002年4月26日に「日本郵政公社法案」、2002年5月7日に「日本郵政公社法施行法案」を策定し、今国会において法案審議が行われているところである。

3. 日本郵政公社の設立に関連する規制について、総務省は、民間利害関係者に対し、要請に基づき、総務省職員と意見交換を行う機会を与える。

4. 法案は、

- a. 日本郵政公社が設立された後でも、日本郵政公社が引き受け又は委託により販売する保険商品及び特約は、引き続き、法律の規定するところによること、
 - b. その拡張又は変更は、法律で認められた商品及び特約の範囲内での限定的な変更を除き、国会の承認を要すること、
- を規定している。

法案においては、元金無保証型商品について規定がないことから、日本郵政公社はこの商品の元売りを行うことはできない。

5．法案においては、簡保及び郵貯に対し、民間金融機関に対する検査や課税と類似の要件を課すことが予定されている。

．法制度とインフラ

A．法律サービス（外国法事務弁護士）

1．弁護士と外国法事務弁護士（外弁）との提携・協働を推進するため、司法制度改革推進本部は、2003年1月中旬に開会予定の通常国会に特定共同事業の要件緩和等を行うための法案を提出する予定である。日本政府は、外弁その他利害関係者がそのプロセスにおいて意見表明を行う機会を提供している。

2．日本政府は、外弁が専門職法人を設立すること及び外弁の母国法域において設立される有限責任事業体を日本において承認することに関する米国政府の提案に留意する。

3．外弁による弁護士の雇用を禁止する規制の見直しについては、日本政府は、「外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用禁止等の見直しは、国際的議論もにらみつつ、将来の課題として引き続き検討すべきである。」とする司法制度改革審議会の意見に基づき、その取扱いを慎重に検討する。

4．外弁が一定の要件の下に第三国法に関する法律事務を取扱うことができる旨を規定する規制の見直し及び外弁としての登録のための職務経験要件の緩和については、日本政府は、「外国法事務弁護士等に関する制度及びその運用の見直しについては、国際的議論もにらみつつ、利用者の視点から臨機かつ十分に検討すべきである。」とする司法制度改革審議会の意見に基づき、その取扱いを慎重に検討する。

5．パラグラフ3及び4にいう検討を進めるにあたり、日本政府は、日本弁護士連合会（日弁連）、外国法事務弁護士協会及び在日米国商工会議所と意見交換を行う。

6．日本政府は、日弁連及び地方弁護士会が外弁に対し、弁護士会の手続に参加する効果的な機会（外弁に適用される規則及び規制に関する総会への参加、それらの総会における外弁の意見表明、及び外弁に適用されるであろう全ての規則及び規制の策定及び実施に関する議決への参加を含む。）を提供することを引き続き支持する。

7. 法務大臣は、特段の事情が存在しない限り、外弁として承認する申請に関する決定を概ね2ヶ月以内に行うよう努めている。

B 司法制度改革

1. 司法制度改革審議会は、2001年6月12日、その最終意見を内閣に提出した。日本政府は、2001年6月15日、司法制度改革実現のための方策を具体化し、3年以内を目途に関連法案の成立を目指すなど所要の措置を講ずることを閣議決定した。

2. 2001年11月に司法制度改革推進法が成立し、同年12月1日、司法制度改革推進本部が内閣に設置された。同法に基づき、内閣は2002年3月19日に司法制度改革推進計画を閣議決定した。現在、同計画に従い、司法制度改革推進本部を中心として、必要な法令案の立案等が進められている。

同計画によれば次のとおりである。

a. 仲裁法を改革するため、推進本部は、現行の仲裁法や国際商事仲裁を含む仲裁の法的枠組みに関する改正法案を2003年1月中旬に開会予定の通常国会に提出することを予定している。

b. 民事訴訟の充実・迅速化のため、推進本部及び法務省は、計画審理を推進するための方策や訴訟の早期の段階における当事者の証拠収集手段の拡充を通じて審理期間をおおむね半減するための法案を、2003年1月中旬に開会予定の通常国会に提出することを予定している。

c. 司法の行政に対するチェック機能を強化するため、推進本部は、行政事件訴訟法の見直しや行政に対する司法審査の在り方の検討を含む総合的な検討を行い、2004年11月30日までに所要の措置を講ずる。

商事法制

A. 資本構成の柔軟性

会社の資本構成の柔軟性を高め、会社が資金やサービスを調達し経営者や被雇者にインセンティブを与える手段を改善するため、商法は以下のとおり改正された。

1. 5万円の最低発行価額や株式分割の際における一株当たり純資産額の制限を含む株式単位に課せられていた制限を緩和した。

2. トラッキング・ストックの発行を認めた。

3. 議決権制限付株式の発行を認めた。ただし、当該株式の発行数は発行済株式総数の二分の一を超えてはならないこととされた（改正前は、会社は無議決権株式を除きそのような種類の株式を発行することはできず、発行することができる数は発行済株式総数の3分の1までに限定されていた）。

4. 以下のとおり、ストック・オプションの発行に課せられていた制限を実質的に緩和した。

a. スtock・オプションを付与することができる者の範囲について、発行会社の取締役及び使用人に限定していた制限を廃止した。

b. 会社が発行するストック・オプションの量についての制限を廃止した。

c. スtock・オプションの譲渡を認めた。

5. 一定の数の取締役又は監査役についての選解任権を付与された新しい種類の株式を譲渡制限会社が発行することを認めた。

6. 現物出資の際の資産の評価について、裁判所が選任する検査役の調査に代えて、弁護士、公認会計士又は税理士等の専門家による証明書を使用することを認めた。当該専門家には厳格責任は課せられていない。

B. 企業統治の改善

1. 会社経営及び統治を実効的なものとする会社の能力を改善するため、商法は以下のとおり改正された。

a. 大会社について、取締役会、執行役及び過半数の社外取締役により構成される三委員会（監査委員会、指名委員会及び報酬委員会）から成る企業統治の新制度を導入した。会社は、この新制度を選択する場合、監査役を置くという要件はかからない。この新制度は、取締役会が執行役に対して経営についての権限委譲を適切に行うことを可能とするものである。

b. 株主総会の招集通知その他の株主に対する同様の通知について、個々の株主の同意の下に、会社がインターネットその他の電磁的方法を使用することを認めるとともに、株主に対して電磁的方法による議決権の行使を認めた。さらに、会社は貸借対照表（及び損益計算書）を5年間、電磁的方法により閲覧可能にしておけば開示要件を満たすこととされた。

2. 日本政府は国際的に受け入れられた高品質の会計基準を引き続き導入していく。

これに関連し、企業会計審議会は、固定資産の減損に係る会計基準に関して、2005年度からの導入及び2003年度決算からの早期適用を認める内容の公開草案を2002年4月19日に公表し、パブリックコメントを求めたところである。日本政府は、財務諸表が企業の財務状況を正しく表示することを確保するため、(外部監査等を通じて)国際的に受入れられた会計基準を厳格に適用することにより、国際的に受入れられた会計基準の採用に関する最近の進展に寄与する。

C．外国会社の営業所及び代表者

日本において継続して営業を行う外国会社は営業所を設置しなければならないという要件を廃止する商法改正が行われた。この改正においては、外国会社の代表者に厳格責任は課せられていない。

D．合併手段の柔軟性

1．企業結合を促進するため、日本政府は、2002年度中に、商法において三角合併や現金合併等(ショート・フォーム合併を含む。)の合併手法の導入に関する研究を開始する。

2．法務省は、この研究の過程において、外国の経済界や法曹界に対して研究への意見表明の機会を与えるとともに、結論を得るに際し、その意見を考慮することができる限りの努力を払う。

E．商法改正プロセスにおける一般からの意見の導入

1．2001年4月18日、法制審議会は一般から広く意見を募集するため、商法の大幅な改正を提案する中間試案を公表した。法制審議会は、寄せられた意見をできる限り考慮し、2002年2月13日に最終の要綱案を答申した。

2．法制審議会は、最終の要綱案を作成する過程において、これまでと同様、外国の経済界や法曹界を含む各界各層からの意見を出来る限り考慮することができる限りの努力を払う。

．流通

A．NACCS

1．通関情報処理センター(NACCSセンター)は、2001年10月の航空シ

システム更改時の新料金体系の導入に先立ち、利用者と有益な対話を行い、パブリック・コメント手続を実施した。この利用者との対話の結果、現在実施されている3年間の激変緩和措置の導入が実現した。センターは、2002年4月にもパブリック・コメント手続を実施した。センターは、利用料金の変更に際しては、パブリック・コメント手続の実施を含めた様々な方法を通じて、引き続き利用者の意見を聞くこととしている。

2. 日本政府は、センターが、引き続き新たな料金体系を導入するにはあらかじめすべての利用者との間で十分な意思疎通を図っていくこと、さらに、センターが、関連する法規等に従い、求められた際には適時にその業務に関する情報を一般に公開していくことを期待する。

B. 税関手続の簡素化

1. 日本政府は、貨物の通関手続を迅速化するために、数々の措置をとってきた。これらの措置には、輸入予備審査制や航空貨物に係る到着即時輸入許可制度、簡易申告制度(2001年3月)、輸出航空貨物に係る予備審査制(2001年10月)、一定の申告価格以下の小口急送航空貨物についてのマニフェストによる申告制度(2001年10月)が含まれている。

2. 2001年3月に実施された通関所要時間調査によれば、通関手続の迅速化に対するこれらの取組みにより、通関にかかる時間は、相当程度迅速になっている。その調査結果によれば、航空貨物に係る輸入申告から許可までの通関に要する平均時間は0.6時間に減少し、入港から許可までの輸入手続全体に要する平均時間は、25.7時間に減少した(1999年3月の調査時よりも約19%短縮)。

3. 日本政府は、引き続き税関手続の簡素化を進めていくこととする。

米国政府による規制改革及びその他の措置

．規制改革及び競争政策に関する分野横断的な問題

A．貿易・投資関連措置

1．アンチダンピング措置

米国政府は、アンチダンピング法がW T O協定上の義務に適合的であることを確保する。

2．特許関連事項

米国政府及び日本政府は、実体特許法の調和に向けた効果的な取り組みに対して相互支援することを再確認すると同時に、

a．米国政府は、先願主義への移行、発明の単一性要件の緩和、及びヒルマークトリンに基づくシステムの修正という日本政府の要望を引き続き検討する。

b．米国政府は、出願日から18ヶ月以内における特許出願公開の例外を廃止することに関する日本政府の要望を引き続き検討する。

c．米国政府は、再審査制度を更に改善することに関する日本政府の要望を引き続き検討するとともに、第107議会において現在審議中である再審査制度に関する法案の可決に向けて支援する。

3．エクソン・フロリオ条項

米国政府は、エクソン・フロリオ条項に関して、就中規制の予見可能性、完了した投資の法的安定性、デュープロセス確保という観点から、日本政府が有している懸念を認識する。米国政府は、今後のエクソン・フロリオ条項の運用に当たっては、日本政府の懸念も考慮に入れつつ、W T Oルールとの整合性に配慮することとする。

4．メートル法の採用

米国政府は、民間部門、連邦及び州政府レベルにおけるメートル法の使用を拡大、促進するための措置を引き続き講じる。また、当面の間、米国は以下の暫定的措置を講じている。

a．商務省の国立標準研究所（The National Institute of Standards and Technology：N I S T）及び計量に関する全米会議（N C W M）は、2000年1月1日以降、米国の消費財にメートル法のみを表示を認めるという改正された包装・表示に関する統一規則（U P L R）の完全実施に関する調整を行った。

b．公正包装及び表示法（F P L A）の適用を受ける製品にメートル法のみを表示

というオプションが認められるようにするため、同法を改正するための法案が議会への提出に向け準備されている。

B．制裁法

1．米国政府は、対イラン・リビア制裁法を2006年まで延長する法律が2001年8月に成立したことに対する日本政府の懸念を理解する。

2．米国政府は、1996年キューバの自由と民主主義連帯法に対する日本政府の懸念を理解する。

3．米国政府は、州及び地方レベルでの制裁の発動方針について、連邦政府の外交政策との整合性が確保されるよう引き続き努力する。こうした努力には、これらの制裁措置の合憲性を確保するための、州知事、州司法長官及び州政府調達官との共同の作業が含まれる。

C．流通

1．輸入通関手続

米国政府は、ACE導入後、世界税関機構(WCO)が開発した通関時間調査ガイドラインに基づく通関時間調査を即時に実施する。

2．1920年商船法

米国政府は、1920年商船法に関する日本政府の懸念に留意した。また、米国政府は、日本の港湾の大幅な改善状況に関する日本政府の主張に留意した。米国の行政省庁は、これらの問題について、日本政府と引き続き協議し、情報交換を行い、その進捗状況を米国連邦海事委員会(FMC)へ報告することとする。

3．新運航補助制度

米国政府は、新運航補助制度(MSP)の廃止を日本政府が要望したことに留意した。

4．各種貨物留保措置

米国政府は、アラスカ原油の輸送を米国を旗国とする船舶にのみ認めることとした法律を含む各種貨物留保措置の撤廃を日本政府が要望したことについて、留意した。

5．1998年外航海運改革法

米国政府は、1998年外航海運改革法によりFMCが日本その他の外国海運企業による商業ベースでの海運活動を一方的に規制することを認められていることに対する日本政府の主張に留意した。

D．競争政策

米国政府の反トラスト当局は、現在、連邦反トラスト法の適用に関する様々な制限及び除外に係る適切な対象範囲について見直しを行っている。また、米国政府の反トラスト当局は、裁判所の理論や判決によって反トラスト法の適用に不適當な制約が課されることとならないことを確保する努力として、米国政府がアマカス・キューレ・ブリーフィングを提出すべきかどうか決定するために、幾つかの裁判所の理論及び判決を吟味している。

E．法律サービス及びその他法律関連事項

1．法律サービス

a．米国では23州及びコロンビア特別区が、外国法コンサルタントについての規則を有している。国際ビジネスを促進する見地から、米国政府はその他の州によってこのようなルールが採用されることを引き続き支持する。

b．2002年8月、全米法律家協会（ABA）多法域間業務委員会は、ABA理事会に対し、米国以外の法域においてのみ業務を認められている弁護士に関し、ABAのリーガル・コンサルタントの免許に関するモデル規則を、米国各州司法管轄区において採用し、あるいは既存の規則を同モデル規則に合わせるように奨励することを勧告する内容の報告書を提出する予定である。米国政府は、各州がこの規則を受け入れることを支持する。

c．米国政府は、法律サービス分野の問題についてABAと引き続き議論を行う。米国政府はABAに対し、外国法コンサルタントについての規則に関する日本政府の要望内容を通報した。

2．製造物責任改革

米国政府は、米国及び外国企業が製造物責任制度に懸念を有していることを認識する。米国政府は、製造物責任改革のいかなる過程においても外国企業を不利に扱う意図を有していないことを確認する。

F．領事事項

1．米国政府は、領事事項に関する日本側の懸念に対応しうる措置について、日本政府との議論を継続する。

2．滞在許可証（I - 94）に関し、移民帰化局は、非移民ビザ所有者の滞在許可期間延長申請の処理期間短縮に向けて引き続き努力する。また、現在行われている出入国に係る便益の再設計プログラムの一環として、移民帰化局は、滞在許可期間延長申請の処理手続きの簡素化に向けた努力を行っている。米国政府は、移民帰化局が延長手続きに係る全米一律の標準処理期間の設定につき引き続き検討することを求める日本政府の要望に留意した。

3．社会保障番号

a．社会保障番号に関し、米国政府は、日本政府に対し、問題が生じた際の社会保障局における苦情受付窓口に関する情報を提供した。

b．米国の多くの行政庁と民間企業は、社会保障局が法により社会保障番号の割り当てを許されていない個人からであっても、また当該情報が、要求されるサービスの提供に必要とされていない場合であっても、個人に対して多くの目的で社会保障番号を要求する。この理由から、社会保障局は、社会保障番号を求められた日本人（社会保障番号に不適格である者）が当該行政庁又は民間企業に対して自分が社会保障番号を所持していないことを知らせるとともに、求めるサービスの目的のために別の身分証明の手段を用いるよう求めることを勧める。

c．社会保障局は、社会保障番号の発行制限に関する1996年の規則改正を、民間企業に引き続き周知するとともに、関連する行政機関及び民間企業に対し、身分証明のための別の手段を受け入れるよう引き続き指導する。

d．米国政府は、合法的滞在者が社会保障番号を取得できるよう社会保障局が関連規則の改正を検討することを求める日本政府の要望に留意した。

4．国際運転免許証に関し、米国政府は、国際運転免許証の使用に関する各州の公式の方針を確認するとともに、必要に応じ、各州に対し、当該情報を全ての関連法執行機関と共有するよう求める。

．電気通信

A．米国無線市場への参加

米国政府は、米国無線市場における直接投資規制に関し日本政府との対話を継続する。この領域における日本の懸念を考慮し、米国政府は、米国法は民間外国人が、非放送、非コモンキャリア、又は、非航行若しくは非航空固定無線局免許に

対する100%までの直接投資を所有することを禁じていないことを説明した。

B．外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準

1．米国政府は、米国の認証・免許付与の審査基準の透明性、並びに（国際事業者への支配的事業者規制の適用を含む）免許決定への外交政策、通商政策、競争上の懸念の適用に関する日本政府との対話を継続する。

2．FCCは、国際サービスに関する規則の2年毎の規制見直しに関し、2000年の見直しの一部として、外国事業者との関連のみを理由として特定の国際通信サービスの提供に関しドミナントに分類される米国の国際事業者が国際サービス契約款を届け出る義務を撤廃した。FCCは、日本政府に対し、2002年の見直しにおける関連情報を提供する。

C．州レベルの規制

米国政府は、免許付与手続及び州ごとの規制の調和に関する日本政府の関心を含む、州レベルの規制について、日本政府との対話を継続する。既存地域通信事業者の96年通信法の遵守の観点に関して、FCCは、簡素化及び調和された全米の報告要件（実施基準として知られる）を提言した。

D．既存事業者のネットワークへのアクセス

1．2002年5月、米国最高裁は、既存地域通信事業者のネットワークへのアクセス料金の設定基準として、フォワードルッキングな費用算定方式、すなわち全要素長期増分費用（TELRIC）方式を用いるというFCCの決定を支持した。米国政府は、日本政府に対し、引き続き、米国全土におけるこの算定方式の実施に関する情報を提供する。

2．FCCは、州際、商用無線及び市内のサービスを包含する統一された事業者間補償制度の導入の実現可能性を探求している。

E．商用衛星に係る輸出許可及びTAA許可等の処理手続き

米国政府は、2000年5月に発表したDefense Trade Security Initiative（DTSI）の下で、NATO及び日本を含む非NATO同盟諸国向けの商用通信衛星のコンポーネント及び技術的データに係る輸出手続が簡素化されたことを説明した。米国政府は、商用衛星の時宜を得た調達に関する日本の懸念を考慮し、商用通信衛星

に係る輸出許可及びT A A許可等の処理に要する期間を短縮化するよう引き続き努力する。

．情報技術（I T）

A．著作権保護

米国政府は、著作権の保護に関して懸念されている課題について日本政府と協議を継続するとともに、日本政府からの要望に基づき、合理的な範囲内で関連する情報を迅速に提供する。

協調的努力

B．電子教育

1．日米両国政府は、学校教育の情報化の重要性を認識し、教育制度における電子学習の利点について引き続き議論を行う。両国政府は、例えば「グローバル・コミュニケーション2002」と同様のイベントに参加する等、民間部門における電子教育のための技術的な解決策の活用を促進する協力のための方策についても引き続き議論を行う。

2．日本政府は、ハードウェア及びソフトウェアの双方に焦点をあて、2005年度までに公立学校のあらゆる授業においてコンピュータによるインターネットの活用を図ることや、教員のI T指導力の向上などを目指したe-Japan重点計画-2002を2002年6月に決定した。

C．I T技術の促進

日米両国政府は、新事業者及び中小企業が世界市場において効率性や利益を高めるためのI Tや電子商取引技術の活用を支援する。日本政府は、それら企業のI T化を促進するため、国内においてセミナーや研修など様々な措置を講じている。さらにこの目的のため、米国政府は、新事業者及び中小企業のI T資源の開発及び利用を支援する「I Tマネジメント・ツール」のデモンストレーションを行う。デモンストレーションは、2002年9月の日本でのI Tトレード・ミッション時に、経済産業省の協力の下で開催される。

D．セキュリティ

日米両国政府は、経済協力開発機構（O E C D）の情報システム及びネットワ

ークに係るセキュリティ・ガイドラインが情報セキュリティに係る国内政策の重要な基盤であるとの見解を共有する。日本政府は、当該ガイドラインを支持し、2001年9月に東京にてOECDが計画したワークショップを開催した。当該ワークショップは、ネットワーク化された世界における情報セキュリティに焦点をあてた。日米両国政府は2002年9月11日までにOECDガイドラインの見直しの早期完了に向け、他のOECD加盟国とともに協力していく。

．エネルギー

A．連邦・州の権限

米国政府は日本政府からの照会に対して、連邦と州の規制の二重構造や異なる規制の問題に取り組むために以下のような改善が既に行われ、また実施されようとしていることを確認した。

1．最高裁は、ニューヨーク州と米国連邦エネルギー規制委員会（FERC）との裁判において、全国規模の送電線に対するFERCの規制権限と、州をまたがる取引に係る連邦の規制権限は、米国憲法に照らして整合性が取れていると認めた。最高裁は、FERCの規制権限は、小売販売に含まれる送電線、また、送電料金が発電や配電料金と統合されている場合にまで及ぶと裁定した。

2．現在米国議会において審議中の2002年エネルギー政策法が、FERCの競争を擁護する能力を強化するところとなるのは以下の点である。地域送電機関RTOに義務的な信頼度水準を満たすことについての強制及び地域送電機関（RTO）の設立と監視、不当或いは差別的な料金の取り締まり及び反競争的な行動に起因する損害に見合う罰則の評価、電力会社と天然ガス会社の合併の審査、についてのFERCの権限を更に強化するものである。

3．FERCは広域的な運用と計画責任の両面から、RTOの設立を精力的に進めている。これにより、RTOによって形成されるより広い市場が競争を高めることが期待される。さらに、FERCは2002年末頃発出される予定の標準市場設計（SMD）ルールについて提案されたルール設定についての告示を発出している。SMDは全ての電力供給者が、異なった地域では異なった市場に対する戦略を採用するというよりむしろ、全国規模で一貫した扱いを受けられることを保証するものである。

4．伝統的に、米国における電力サービスの信頼度は、北米電力信頼度協議会（NERC）に保護された自主的な地域信頼度機関により維持されている。電力市場が

より競争的になる中で、信頼度の基準が維持され続けることを確保するため、2002年エネルギー政策法は一定規模の電力システムの全ての利用者、所有者、運用者にそのような信頼度組織へ参加することを強制的に義務づけている。FERCは本法律により、信頼度基準を遵守することを命じ、この遵守を担保するための権能をFERCにより承認された信頼度基準に違反したことが公開ヒアリングの後に判明した主体に対して罰則を科す権限により保有することとなる。

5. 2001年5月に発表された、国家エネルギー政策(NEP)は、強固な送電設備の整備についての国家的関心を表明した。NEPは送電線の制約はシステムの信頼度を低下させ、市場操作を増加させ、競争を制限し、消費者や産業に高い価格を強いる結果になることに着目している。競争市場的な意味で送電制約を最小化するために、NEPは地域送電機関や更なるエネルギー効率化努力、送電線制約に対応した更なる自主的な負荷調整や信頼度ルールの遵守のみならず、必要とされる送電設備の迅速な設置と許可による効率的な送電システムへの投資を主唱している。NEPは既存の法律が送電設備への投資促進のために運用されること、また、ガスのパイプラインで既に連邦政府が保有しているような、新しい送電線の線路敷設権を連邦政府が得るための新しい法律制定も推奨している。

B. 自由化のスケジュール

米国政府は、自由化の範囲とスケジュールについて、日本政府へ以下のように報告する。

1. 卸売市場の自由化に関しては以下のとおり。(20年以上にわたって競争市場となっており、1992年のエネルギー政策法とオーダー888と889(1996年、全ての電力供給者にとって、送電網への公平で非差別的な接続を確保するためFERCによって公布された。)によって、完全に市場価格が導入されている。)

a. 米国における電力のおよそ1/3は、現在電力会社以外の発電事業者(NUG)から供給されており、その発電のシェアは1998年の12%から、2001年には29%と、着実に伸びてきている。

b. 既に、計画中又は建設中のほぼ全ての新規発電所は伝統的な電力会社によってではなく、競争的なNUGによって建設されている。

2. より低いコストでの電力の調達を望む、高コスト電力を享受している州により主に推進される小売市場の自由化に関しては以下の通り。

a. 米国の人口のほぼ半数を占める17州とワシントンD.C.では、電力の顧客が、小売の供給者を選択できるようになっている。

b. いくつかの他の州では、今後、小売の選択制を導入する可能性について考察す

る、公式な検討を行っている。国家規制研究機関によると、さらに10の州において改革の検討が続けられている。さらに、2つの州が小売アクセスを制限しており、小売方法を延期している4つの州でも、完全自由化を導入する予定である。

c．連邦政府は、残りの州の自由化の範囲とタイムテーブルを積極的に監視しており、低い価格を約束するような卸売市場の競争をより拡大することが、他の州もその小売市場に競争を導入することに資すると考えている。

3．米国議会は、連邦取引委員会（FTC）に対し、FTCが2001年9月に公表した電力小売の規制改革に関するレポートの提出を要求した。いくつかの主要な結論は以下の通り。

a．競争的な卸売市場は小売市場の効果的な競争を達成する上で重要である。

b．卸売と小売市場において、電力需要が価格により弾力的に反応するような政策に力を入れることが必要である。

c．もし、小売供給事業者を変更しない消費者が市場の電力供給コストを反映しない価格水準を保証されているならば、新規小売供給事業者の参入も消費者が新しい供給事業者を選択するインセンティブも抑制されるだろう。

d．効果的な消費者の保護政策は、正確でタイムリーで、小売供給者について比較可能な情報を提供することにより、小売の選択と競争を促進するだろう。

C．PUHCA（公益事業持株会社法）の見直し

1935年の公益事業持株会社法（PUHCA）は、特定の会社による市場への参加に条件を付与することで電力市場における競争を制限するとの認識から、2001年5月に公布された国家エネルギー政策（NEP）は、競争的な市場への参入を促進するために、PUHCAの廃止を勧告している。PUHCAの廃止は、現在米国議会で審議されている2002年のエネルギー政策法に盛り込まれている。

D．公営事業体

過去数年間にわたって、米国政府は「公営事業体」(POEs)の自由化市場における公平な競争への影響を検討してきた。2002年エネルギー政策法は、連邦の電力販売局とTVAは、規制目的の上では、電力会社として扱われることを規定することとなる。したがって、これらの事業体は、全ての競争関係にある発電事業者に対して、非差別的な基準に基づき、政府所有の送電線設備へのアクセスを提供することを求められている。

E．卸電力価格

卸電力市場におけるプライスカップに係る日本政府からの照会に応え、米国政府は以下について言及した。

1．競争的市場においては、価格は、供給力不足に対するシグナルとなるべきであり、また、高止まりした価格は、必要とされる新規発電設備の建設を促進するべきであるが、一般的に卸電力市場取引におけるプライスカップは、このような競争的市場の効果的な機能に反するものである。

2．しかしながら、需要家の多くは、高い価格に対応して需要を抑制することを可能とするようなリアルタイムの価格情報とメーター装置を持っていないため、短期の需要の弾力性は限定的である。従って、短期の需要曲線は、限界費用を遙かに上回る急激な価格高騰を伴う、垂直に近いものになる。短期的には、新規発電所建設に、そのような価格変動を抑制することを期待できない。加えて、もはや効力はないが、欠陥州規制政策は需要家が価格スパイクから需要家を守ったであろう長期リスクをヘッジする契約を締結することを妨げた。このような状況から、市場は、競争的市場を十分に機能させるための均衡点を実現できなくなった。

3．この点に留意し、また、仮定と小規模商業需要家が少ししか反応できない継続的な価格高騰に直面して、FERCは暫定的に西部電力行政地区に西部地区で運転される最もコストが高い発電設備の電力コストに等しい変動ベンチマーク卸売電力価格を設定した。

a．ベンチマーク価格の水準で、またはそれ以下で入札した全ての発電事業者は、その入札価格を享受することができる。ベンチマークを超える発電事業者は、その価格を正当化するか、払戻金に対応しなければならない。

b．ベンチマークは最も高い限界費用となる発電設備の短期増分費用に設定されているため、より低い運転費用である、より効率的な発電設備から新たな供給を提供しようとする相当程度の市場インセンティブが維持されることとなる。

c．更に、ベンチマークを超える価格への理由説明を必要とすることにより、低い弾力性の需要への市場操作の危険性は減少する。

d．電力のベンチマーク価格は、つまり、適正に機能する競争市場において実現するであろう均衡価格を擬制し、固定的で柔軟性に欠ける卸のプライスカップの欠点を回避することを目的としている。

．医療機器及び医薬品

双方向の対話の原則に基づいた「強化されたイニシアティブ」の下で、米国政府は、医療機器及び医薬品に関連する多くの重要な施策を行ってきた。これらの事項のフォローアップは継続するとともに、「規制改革イニシアティブ」に係る施策は、

従前の施策と一貫した方法で取り扱われる。このイニシアティブ及びその他の過程を通じ、米国食品医薬品庁（FDA）は、厚生労働省とともに両国国民の公衆衛生に影響を及ぼす事項に引き続き緊密に取り組む。

A . G M P

FDAと厚生労働省は、GMPについて相互承認協定と同様の協力的な枠組みに向けて積極的に取り組んできた。2000年12月、FDAと厚生労働省は、査察報告書及びその他関連の情報を交換するという、医薬品GMPに係る協力に関する書簡を交換した。FDAは、厚生労働省に対し、協力的に取り組むことを引き続き約束するとともに、この交換書簡の円滑な実施と継続の確保に取り組む。FDAは、医療用具GMPに関し、厚生労働省と、情報交換その他協力活動を続けていく。この協力の手続きについては、検討が進められ、更なる技術的な討議が継続される。米国政府は、厚生労働省が、相互承認協定と同様の医薬品GMPに関する協力的枠組みと類似の方法により、医療用具GMPに関する協力を進めることを要望していることを理解し、医療機器・医薬品作業部会において厚生労働省と本件について引き続き討議する。FDA及び厚生労働省は、かかる取組みの重要性を認識する。

B . G C P

FDAは、特にICHにおける厚生労働省とのGCPに係る活動を含め、協力活動を続けていく。さらに、FDAは、かかる協力活動の重要性を認識し、FDAは、厚生労働省からの要請を含む外国規制当局によるGCPに係る情報に関する要請に対し、引き続き適切に対応する。厚生労働省職員が米国に来る際には、FDAは、情報交換を含むこの協力活動について討議する。米国政府は、厚生労働省が、本問題を探求することを要望していることを理解し、医療機器・医薬品作業部会において本問題を厚生労働省と引き続き討議する。

C . 米国連邦麻薬取締局（DEA）と厚生労働省は、日本の権限ある当局からの証明書簡に求められる様式を含め、米国から日本にアナボリック・ステロイドを輸出する度に求められている厚生労働省発行の証明書を1年間免除することについて、引き続き討議する。

D . 化粧品着色剤規制

化粧品企業は、FDAにより証明を受けた着色剤ロットを使用する限りにおいては、証明を受けるために当該着色剤をFDAに提出することを免除される。米国

政府は、自己認証の活用の可能性に関する厚生労働省の要望に留意し、医療機器・医薬品作業部会において本問題を厚生労働省と引き続き討議する。

．金融サービス

A．銀行系証券会社による市場アクセス

グラム・リーチ・ブライリー（GLB）法は、内国民待遇の原則及び競争機会の均等原則を十分に考慮し、外国銀行に対し金融持株会社（FHC）傘下の米国銀行と同等の資本及びマネージメント基準を満たすことを要件としている。この基準は全ての外国銀行に対して差異無く適用される。資本及びその他の健全性への配慮が満たされれば、いわゆる「セクション20」企業を通じて行う場合も含め、外国銀行もまたFHC資格を持たなくとも米国内においてより制限された範囲内で証券業活動を行うことができる。

B．外国銀行に対する預金要件

外国銀行に対する資本等価性預金（CED）要件は、米国における支店の免許交付主体が、通貨監督庁（OCC）か、あるいは各州かにより、要件が異なる。法令によれば、OCCが監督する銀行（すなわち Federal Branches）は第三者に対する支店の負債の最低5%のCEDを維持しなければならない。この法令について、OCCは、OCCが監督する外国銀行支店に対しこの5%要件の適用をより柔軟にすることが認められるよう、変更を行っている。例えばCEDを計算する際の基準となる負債について、以前は含まれていた幾つかの負債について排除するよう再定義が行われた。法令改定に関する提案は、CED要件をより近代化し、OCCが預金者及びその他債権者の保護を目的として必要に応じCEDの量及び構成を調整することを認めている。

C．米国人株主に対する開示

米国連邦証券法の下では、米国におけるすべての証券の公募は米国SECに登録を行う必要がある。証券の公募とは、買収企業が対象企業の株式と引き替えに自社株を発行することにより対象企業を買収する際などの株式交換における募集をも含む。1999年にSECは新たなルールを導入し、買収企業及び対象企業が外国企業で米国居住者が対象企業の株式の10%未満しか保有していない場合は、登録義務の適用が免除されることとなった。このルールを導入する際、SECはこの米国における登録義務の適用免除の目的に見合うよう、米国人株主の水準を十分に考慮した。SECは、たとえ米国連邦証券法による完全な保護を受けなくとも、買収

オファーから除外されるのではなくむしろ参加可能であることが米国株主の利益に最も資すると考える。さらに、米国人株主が10%を超えた場合においても、相反する規制上の義務や募集慣行に対応する、より整備された救済策が取り入れられている。

附属文書：「e - イニシアティブ」

デジタル商品の貿易自由化を通じた電子商取引の推進

経済を活性化し将来の成長を推進する上での電子商取引が重要性が増す中で、日米両国政府は、以下の事項及び基本的原則において、多国間の枠組みにおいて協力することを通じて、デジタル商品の自由化及び電子商取引の世界的な利用の拡大を確保すべく、共同で作業していく。

- 1) WTOで約束を行ったサービスは電子的にも配信できることを確認する。
- 2) 各国のデジタル商品を無差別に取扱う。
- 3) 電子商取引に係る法律、規則及び通則を公表する。
- 4) 電子商取引の利用及び開発に対する不必要な規制を避けることの重要性を認識する。

及び、これに加え、

5) 日米両国政府は現在、電子上で取引されるデジタル商品に関税を賦課していない。両政府はこの関税が賦課されていない環境が維持されるべきであるというグローバルな理解に向けて作業する。

6) 貿易自由化の精神で、日米両国政府はキャリアメディア上のデジタル商品の関税評価の決定に関し、多国間の場における意見の一致を形成するよう共同で作業する。

7) 日米両国政府は、非ITA加盟国に対しITAに加盟するよう共同で働きかけていく。

電子政府の推進

両国政府は、電子政府の実現により、国民や企業が、地理的、時間的な制約なしに政府の提供する幅広いサービスの提供を受けることが可能になるとの認識を共有する。電子政府の実施は、ビジネスの機会を生み、世界的な貿易を促進するとともに、両国経済全般に積極的な乗数効果を与えるものである。

両国政府は、電子政府を実現するための基本的なよりどころとして、電子政府に係るそれぞれの政策指針や法制（すなわち、米国においては電子政府戦略、日本においてはIT基本法）に反映されている原則を重視してきた。

日米両国政府は、世界的な電子政府のサービスの推進・実施について、グローバルなリーダーシップを示していくことを意図しており、また以下の概念の重要性を

認識している。

透明性：電子政府は、透明性を有し、実質的にいつでもアクセス可能であり、国民にとってすべてのオンラインによるやりとり、手続が便利なものとなるような電子化された行政を促進すべきである。

効率性：電子政府は、行政を簡素化し、効率を向上させ、国民や企業の負担を軽減すべきである。また、官中心とすべきではない。

セキュリティ：電子政府は、国民が、安心して情報システムやネットワークを利用できるよう、安全で、信頼でき、秘密が守られる環境を提供するよう努力しなければならない。

民間部門のリーダーシップ：電子政府に関わる手続は、迅速、革新的で市場ベースのものとするべきである。IT分野は、原則として民間部門が主導的な役割を担うべきであり、政府は公正競争の確保される環境を創り出すとともに、革新を阻害するのではなくむしろ促進すべきである。

日米両国政府は、消費者、企業、行政機関及び国民を支援する双方向性を有するインターネットサイトを構築することによって、これらの電子政府の概念を実現しつつある。また、日本では、申請・届出等手続の電子化、電子調達、歳入・歳出の電子化、行政情報の電子的提供等の分野に力を入れており、米国においては、それぞれ同様に、「税務申告の電子化」、「連邦資産売却」、「ワンストップによるビジネス関連情報の提供」、「ワンストップによるレクリエーション関係の情報の提供」等に取り組んでいる。

欧州評議会のサイバー犯罪条約に関する協力

サイバー犯罪条約の重要性にかんがみ、以下の取組みを通じ、両国政府は、同条約がより幅広く受け入れられ、かつ、活用されるべく共同で作業する。

- 欧州評議会（COE）が加盟国のうちの未署名国が同条約に署名するよう促す。
- 同条約の発効を確保すべく、有資格国が条約に参加するよう促す。
- 同条約のより広い適用を確保すべく第三国の加入を促進するCOEの努力を一般的に支持する。
- 国連決議56/121に従い、法律及び政策の策定並びにその実施にあたり、同条約を考慮に入れるよう各国に促す。